

平成26年 第3回大分市教育委員会会議録

1. 日 時 平成26年3月27日(木)
午後3時00分～午後4時00分
2. 場 所 大分市役所第2庁舎6階 教育委員室
3. 出席委員 一番委員 足立 一馬
二番委員 大久保 眞理子
三番委員 角山 光邦
四番委員 高橋 英子
五番委員 小林 達也
4. 出席事務局職員
教育部長 玉衛 隆見 教育部教育監 三浦 享二
教育部参事 菅 章 次長兼教育総務課長 房前 武男
次長兼教育企画課長 奈須 寿郎 次長兼教育指導課長 江藤 郁
次長兼人権・同和教育課長 藤澤 淳一 次長兼生涯学習課長 倉原 洋
美術館副館長兼美術振興課長 増田 真由美 学校施設課長 後藤 康人
スポーツ・健康教育課長 薬師寺 和美 青少年課長 有馬 徹
文化財課長 塔鼻 光司
5. 書記
教育総務課参事補 足立 秀雄 教育総務課主査 水田 寿憲
教育総務課主任 谷矢 啓良
6. 傍聴人 1名
7. 議 題
(1) 議案審議

(教議第30号) 市長の権限に属する事務の一部の委任に関する協議について

(教議第31号) 大分市教育委員会所管事務委任規則の一部改正について

(教議第 3 2 号) 大分市学校職員の給与の支給に関する規則の一部改正について

(教議第 3 3 号) 大分市奨学資金に関する条例施行規則の一部改正について

(教議第 3 4 号) 大分市立小学校及び中学校の通学区域に関する規則の一部改正
について

(教議第 3 5 号) 大分市立幼稚園規則の一部改正について

(教議第 3 6 号) 公有財産の所管換について

(教議第 3 7 号) 大分市いじめ防止基本方針について

(教議第 3 8 号) 大分市美術館管理規則の一部改正について

(2) 報告事項

①大分市幼児教育振興計画の見直しについて

②教育相談・特別支援教育推進室の愛称について

③平成 2 6 年第 1 回市議会定例会における一般議案について

④平成 2 5 年度 3 月補正予算について

⑤平成 2 6 年度当初予算について

8. 会議の概要

委員長 ただいまより、平成 2 6 年第 3 回大分市教育委員会を開会いたします。 (午後 3 時 0 0 分 開会)

委員長 会議に先立ち署名委員を 1 番委員、2 番委員にお願いします。
それでは、ただ今より、議案審議に入ります。教議第 3 0 号「市長の権限に属する事務の一部の委任に関する協議について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

次長兼 教議第 3 0 号「市長の権限に属する事務の一部の委任に関する
教育総務課長 協議について」ご説明申し上げます。

上野丘子どものもり公園にございますチャイルドハウスにつきましては、自然と芸術に触れ合う場の提供を目的として設置され、

現在は市長部局の公園緑地課が管理運営を行っております。

しかしながら、利用実態としましては、美術館に隣接していることもあり、自然学習的なことよりも、子どもの絵画教室等に多く利用されている状況でございます。

そのため、市民にわかりやすく、さらには施設の利用手続きの利便性の向上や美術館と連動した利用促進を図るため、チャイルドハウスの管理及び運営に関する事務を教育委員会に委任し、またチャイルドハウスに係る使用料の徴収、減免及び還付に関する事務を教育長に委任することにつきまして、地方自治法第180条の2の規定に基づき、市長からの協議に同意しようとするものでございます。

以上でございます。

委員長 ご質問などありませんか。

全委員 (なしとの声)

委員長 それでは採決いたします。教議第30号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

全委員 (異議なしとの声)

委員長 ご異議なしと認め、本案は原案のとおり決定されました。

委員長 それでは次に、教議第31号「大分市教育委員会所管事務委任規則の一部改正について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

次長兼
教育総務課長 教議第31号「大分市教育委員会所管事務委任規則の一部改正について」ご説明申し上げます。

本件は、教育長に対する委任事項、専決事項等について明確に規定したいことから、所要の改正を行おうとするものでございます。

主な改正点としては、教育委員会の議決事項として、第2条第1項第10号に、いじめ問題第三者調査委員会委員の委嘱等に関することを追加しようとするものと、これまで報告事項として取り扱っておりました「文化財の指定及び解除」について、第2条第1項第14号に新たに議決事項として追加しようとするものでございます。また、教育長の専決事項については、現行の取扱いに変更はございませんが、明確に規定されていなかったことから、第4条第1項に、教育委員会の主幹以上の職員及び指導主事、社会教育主事を除く人事に関する事、同条第2項に、教育委員会で定める規程の制定及び改廃に関する事について、教育長の専決事項として規定しようとするものでございます。

以上の改正案につきまして、本委員会でご決定いただき、平成26年4月1日から施行したいと考えております。

以上でございます。

委員長 ご質問などありませんか。

委員 この改正は、教育委員会の制度改革との関係性はあるのでしょうか。

次長兼
教育総務課長 教育委員会の制度改革と今回の改正とは特に関係性はございませんが、今後、制度改革に伴い改正が必要になった場合は、その際に改めて改正したいと考えております。

委員長 他にご質問などありませんか。

全委員 (なしとの声)

委員長 それでは採決いたします。教議第31号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

全委員 (異議なしとの声)

委員長 ご異議なしと認め、本案は原案のとおり決定されました。

委員長 それでは次に、教議第32号「大分市学校職員の給与の支給に関する規則の一部改正について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

次長兼
教育総務課長 教議第32号「大分市学校職員の給与の支給に関する規則の一部改正について」ご説明申し上げます。

本件は、幼稚園教諭の給料について、「大分市立学校職員の給与に関する条例」を改正したことに伴い、勤務1時間当たりの給与額の算出について規定している規則を改正しようとするものでございます。

具体的には、職員が勤務しないときの、減額する勤務1時間当たりの給与額の算出方法を改正するものでございます。

計算式については資料のとおりでございます。

なお、休日とは、国民の祝日に関する法律による休日の内、土曜日に当たる日を除いたものと、12月29日から1月3日の年末年始の休日の内、日曜日と土曜日に当たる日を除いたものとなります。

この改正により、減額する額が増えることとなります。

以上の改正案につきまして、本委員会でご決定いただき、平成26年4月1日から施行したいと考えております。

以上でございます。

委員長 ご質問などありませんか。

全委員 (なしとの声)

委員長 それでは採決いたします。教議第32号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

全委員 (異議なしとの声)

委員長 ご異議なしと認め、本案は原案のとおり決定されました。

委員長 それでは次に、教議第 3 3 号「大分市奨学資金に関する条例施行規則の一部改正について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

次長兼 教議第 3 3 号「大分市奨学資金に関する条例施行規則の一部改
教育企画課長 正について」ご説明申し上げます。

新しい奨学資金の創設に関する条例改正につきましては、2月の本委員会におきまして、ご審議・決定をいただき、3月の第1回市議会定例会におきまして議決され、本年4月から、施行されることとなりました。

この新しい奨学資金制度は、これまでと異なる給付型であることから、貸与型を基本として規定した現行規則につきまして、所要の改正が必要となったところでございます。

今回改正を要する主な点でございますが、まず、申請や決定に係る規定、及びそれに関連する各種様式について改正を行います。これは、願書等に記載する連帯保証人や返還に関する記載事項につきまして、給付型に即応した内容へ見直す必要があるためであります。

また、資格認定における人物の状況につきましても、これまでの基準に加え、将来に向けた努力や社会貢献等の活動状況からも判断できるように改正するものであります。

以上の改正案につきまして、本委員会でご決定いただき、平成26年4月1日から施行したいと考えております。

以上でございます。

委員長 ご質問などありませんか。

全委員 (なしとの声)

委員長 それでは採決いたします。教議第 3 3 号は原案のとおり決定す

ることにご異議ありませんか。

全委員 (異議なしとの声)

委員長 ご異議なしと認め、本案は原案のとおり決定されました。

委員長 それでは次に、教議第34号「大分市立小学校及び中学校の通学区域に関する規則の一部改正について」を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

次長兼 教議第34号「大分市立小学校及び中学校の通学区域に関する
教育企画課長 規則の一部改正について」ご説明申し上げます。

本件は、町名の変更に伴い、小学校及び中学校の通学区域の改正を行おうとするものでございます。

当該変更区域については、住所が「大字金谷迫」、町名が「金谷迫」の世帯から、「青葉台1丁目」への町名変更の申請があり、市民課において平成26年3月4日付受理されました。

当該変更区域は、中学校区はそのまま大分西中学校ですが、小学校区については、町名変更に伴い、八幡小学校から西の台小学校へ変更となります。

なお、当該世帯によります町名変更の申請に当たっては、金谷迫自治区及び青葉台自治区の自治委員から了承を得ているとのことであります。また、通学区域につきましても、西の台小学校の通学区域に変更となることを了承しております。

よって、「大字金谷迫の一部」を大分西中学校・西の台小学校の通学区域に新たに加えようとするものでございます。

なお、「ひばりが丘」につきましても、正式な町名は、ひらがなの「が」ではなく、カタカナの「ケ」が正しい表記となっておりますので、併せて改正を行おうとするものでございます。

以上の改正案につきまして、本委員会でご決定いただき、平成2

6年4月1日から施行したいと考えております。

以上でございます。

委員長 ご質問などありませんか。

委員長 どのくらいの世帯に影響があるのでしょうか。

次長兼 今回影響する世帯は1世帯のみでございます。

教育企画課長

委員 その世帯に児童はいるのですか。

次長兼 この世帯には児童はおりませんので、実質は影響がありません。

教育企画課長

委員長 他にご質問などありませんか。

全委員 (なしとの声)

委員長 それでは採決いたします。教議第34号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

全委員 (異議なしとの声)

委員長 ご異議なしと認め、本案は原案のとおり決定されました。

委員長 それでは次に、教議第35号「大分市立幼稚園規則の一部改正について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

次長兼 教議第35号「大分市立幼稚園規則の一部改正について」ご説明申し上げます。

教育企画課長

本案につきましては、「大分市立幼稚園条例」の一部改正に伴い、「大分市立幼稚園規則」の所要の改正を行おうとするものであります。

昨日、市議会本会議において、条例改正案が議決されました。

その改正内容につきましては、幼稚園在園児の兄又は姉が、小学校1年生から3年生である場合においても、所得にかかわらず、

第2子の保護者負担を半額に、第3子以降の場合は無償とするものであります。

今回の規則改正につきましては、現行、第8条において、市立幼稚園に在籍する幼児以外の幼児の範囲を定めていたところ、改正後の条例の規定にあわせ、第8条第1項第1号中に、市立幼稚園に在園する幼児を盛り込む形で整理し直すとともに、関係様式の整備を行おうとするものでございます。

以上の改正案につきまして、本委員会でご決定いただき、平成26年4月1日から施行したいと考えております。

以上でございます。

委員長 ご質問などありませんか。

全委員 (なしとの声)

委員長 それでは採決いたします。教議第35号は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

全委員 (異議なしとの声)

委員長 ご異議なしと認め、本案は原案のとおり決定されました。

委員長 それでは次に、教議第36号「公有財産の所管換について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

学校施設課長 教議第36号「公有財産の所管換について」ご説明申し上げます。

本件は、大分市立荏隈小学校の土地について、平成26年3月28日付けで、土木管理課へ所管換いたしたく、ご決定いただこうとするものでございます。

それでは、所管換を行うものについてご説明申し上げます。

所管外となる土地でございますが、荏隈小学校用地として学校

施設課が所管しておりましたが、現況、地域住民の生活道路として供されていることから、土木管理課へ所管換を行い、法定外道路に変更しようとするものでございます。

以上でございます。

委員長 ご質問などありませんか。

全委員 (なしとの声)

委員長 それでは採決いたします。教議第36号は原案のとおり決定することに
ご異議ありませんか。

全委員 (異議なしとの声)

委員長 ご異議なしと認め、本案は原案のとおり決定されました。

委員長 それでは次に、教議第37号「大分市いじめ防止基本方針について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

青少年課長 教議第37号「大分市いじめ防止基本方針について」ご説明申し上げます。

本件は、昨年9月の「いじめ防止対策推進法」の施行に伴い、本市におけるこれまでの取組に加え、国及び県の基本方針を参酌し、さらなるいじめの防止、早期発見、早期対応のための対策を、総合的かつ実効的に推進するために策定するものであります。

また、本基本方針の策定にあたっては、平成23年5月に施行されました「大分市子ども条例」と昨年度に作成いたしました「大分市いじめ問題対応マニュアル」との整合性を図りながら作成したところでございます。

具体的な内容について申し上げますと、本基本方針は4章構成となっております。

まず、第1章では、「いじめの防止等のための対策の基本的な方

向に関する事項」について、いじめの定義から求められる責務、基本的な認識や姿勢、対応について示したものでございます。

次に、第2章では、教育委員会や学校が実施すべき施策について示したものでございます。教育委員会の新年度からの新規の取組としましては、「いじめをなくすための啓発強化週間」の設定や「いじめ防止に向けた交流会の実施」、また、「心育てのための講演会の実施」などに取り組む予定にしております。また、学校が実施すべき施策につきましては、各学校における基本方針の策定やいじめ防止対策委員会の設置が義務付けられたことや、人権意識の醸成や道徳的実践力の育成など、未然防止に万全を尽くすとともに、早期発見・早期対応に努めるよう示しているところでございます。

次に、第3章では、いじめにより生命や心身、財産に重大な被害が生じた疑いのあるような重大事態への対処について示したものであります。こうした重大事態への調査につきましては、先月の教育委員会で議決をいただき、また、今議会でも議決されました、「大分市いじめ問題第三者調査委員会」が行うこととしております。今回、法の規定により第三者調査委員会を設置することとなりましたが、この組織が実働することがないよう、いじめの未然防止はもとより、早期発見・早期対応に努めてまいりたいと考えております。

最後になりますが、第4章では、その他のいじめ防止等のための対策に関する事項といたしまして、国や県の見直しがあったときや本市の基本方針について見直しが必要なときは、より実効性のあるものに改定していくこととしております。

この「大分市いじめ防止基本方針について」、本委員会で決定い

ただき、ご決定のうえは、各学校への通知とともに、ホームページ等で公開するなど、広く市民への周知も図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

委員長 ご質問などありませんか。

委員 いじめの定義は、当該児童が学校に在籍している等一定の人間関係をもつ場合にとありますが、よその学校の児童からいじめられた場合は、いじめにはあたらないのでしょうか。

青少年課長 よその学校の児童からいじめられた場合でも、一定の人間関係がある場合は、「いじめ」になります。一定の人間関係がある場合とは、全くの初対面ではない場合ということになります。

委員 いじめ防止の実践は、教員の力量にかかっていると思いますので、今度開所される教育センターでの研修を充実させていただきたいと思います。

青少年課長 教育センターでは、今後教員の指導力の向上に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

委員長 小6・中1学年主任研修会というのは、小中連携の取組みですか。

青少年課長 平成21年度から「小中連携支援シート」を活用しておりますので、中1ギャップの解消に向けた取組みでございます。

委員 いじめ問題第三者調査委員会の委員さんは、重大事態が起こった場合に選任するのですか。

青少年課長 本市では、平成8年度にいじめ不登校等対策協議会、平成20年度に学校問題解決支援チームを設置しておりますが、専門委員さんが6名いらっしゃいますが、この中から5名をいじめ問題第三者調査委員会の委員として委嘱し、重大事態が起こった場合に

召集いたしたいと考えております。

委員長 他にご質問などありませんか。

全委員 (なしとの声)

委員長 それでは採決いたします。教議第37号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

全委員 (異議なしとの声)

委員長 ご異議なしと認め、本案は原案のとおり決定されました。

委員長 それでは次に、教議第38号「大分市美術館管理規則の一部改正について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

副館長兼 美術振興課長 教議第38号「大分市美術館管理規則の一部改正について」ご説明申し上げます。

本件は、先ほど教議第30号で、チャイルドハウスの管理及び運営に関する事務を教育長に委任することについて、市長からの協議に同意することをご決定いただきましたことに伴い、チャイルドハウスの管理及び運営に関することについて、大分市美術館管理規則の分掌事務に追加しようとするものでございます。

これまでは子ども利用に限定した施設でございましたが、今後は、一般貸出をすることとし、多くの方に利用していただきたいと考えております。

なお、子どもを対象とした利用については使用料を減免したいと考えております。

美術振興課の管理となりますことから、美術館事業と連携させながら体験学習施設の特性を活かせるよう、子ども講座を充実させるなど、美術に親しむきっかけづくり、美術愛好家の裾野を広げる取り組みを行ってまいります。

また、子どもを対象とした活動をしている読み聞かせや子育てサークルなどによる活用も調整する予定としております。

本規則の改正案につきまして、本委員会でご決定いただき、平成26年4月1日から施行したいと考えております。

以上でございます。

委員長 ご質問などありませんか。

委員 チャイルドハウスは何をしているところなんでしょうか。

副館長兼
美術振興課長 現在の利用は、子どもの絵画教室やリトミック、子どもたちが立ち寄って工作ができるように、粘土細工や色鉛筆などもそろっており、子どもたちが活用できる施設となっています。

委員長 他にご質問などありませんか。

全委員 (なしとの声)

委員長 それでは採決いたします。教議第38号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

全委員 (異議なしとの声)

委員長 ご異議なしと認め、本案は原案のとおり決定されました。

それでは次に、報告事項の説明を求めます。

次長兼 報告事項1点目「大分市幼児教育振興計画の見直しについて」

教育企画課長 ご報告申し上げます。

現在、大分市子ども・子育て会議において子ども・子育て支援新制度に向け、幼児期における教育・保育の提供体制等について審議中であります。

こうした中、幼児教育の指針である「大分市幼児教育振興計画」は関係資料の24ページの【第2 実施期間】にございまして、25年度までをI期としており、今年度をもってI期期間が終了する計画でございまして。

前半の5年が経過するこの期に、これまでの進捗状況を踏まえた評価及び今後の方向性などに関し、幅広い分野からのご意見をいただくため、「第1回幼児教育振興計画推進検討委員会」を3月3日に開催いたしました。

この会議におきましては、①「大分市幼児教育振興計画」の概要、②平成21年度から平成25年度までの取組状況、③Ⅱ期に向けた計画期間の考え方についてご質問、ご意見をいただいたところでございます。

その中で委員から、「Ⅰ期期間を26年度まで延長すべき」とする意見や、「次のⅡ期に向けての計画の作り方をもう少し情勢を見据えて、しっかりと考えていくべき」などのご意見をいただいたところでございます。

事務局といたしましては、本計画のⅠ期期間につきましては、子ども・子育て支援新制度への移行に合わせ、平成26年度までⅠ期期間を延長し、幼児教育をめぐる状況を注視する中で、Ⅱ期期間の計画を検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

委員長 ご質問などありませんか。

委員長 他に質問がなければ私から質問させていただきます。検討委員会は何名いらっしゃるのでしょうか。

次長兼
教育企画課長 学識経験者、公立幼稚園及び私立幼稚園の代表者、公募委員を含め12名でございます。

委員 1歳半健診や3歳児健診の機会を利用して、発達障がいがある児童をできるだけ早く支援していただきたいので、この幼児教育振興計画の中で、そういった取組みを入れていただくことはできないでしょうか。

次長兼 幼児教育振興計画では、教育的立場から取組みを計画していき
教育企画課長 ますので、1歳半健診や3歳児健診での取組みを本計画の中に入
れるのは困難かと思えます。

委員長 他にご質問などありませんか。

全委員 (なしとの声)

委員長 それでは、次の報告事項の説明を求めます。

青少年課長 報告事項2点目「教育相談・特別支援教育推進室の愛称につい
て」ご報告申し上げます。

愛称は、「エデュ・サポートおおいた」でございます。

この愛称選考の目的は、いじめや不登校などの教育相談や特別
支援教育に係る就学指導等を総合的に受ける相談窓口として、幅
広く子どもや保護者、教職員に親しまれるようにするためであり
ます。

愛称決定までの経緯でございますが、まず、教育委員会事務局
関係各課から愛称を募りましたところ、61点の応募がございま
した。その後、開設検討委員会で2回の選考を行うなかで3つに
絞り込み、この3つの中から、最終的に教育長が決定したところ
でございます。

名称の意味でございますが、「教育」を意味する「エデュケーシ
ョン」を短く表現した「エデュ」と、「支援」を意味する「サポー
ト」の2つの言葉を掛け合わせることにより、教育に関する相談
・支援の場として広く親しまれるようにと名づけたところでござ
います。

以上でございます。

委員長 ご質問などありませんか。

全委員 (なしとの声)

委員長 それでは、次の報告事項の説明を求めます。

次長兼
教育総務課長 報告事項3点目「平成26年第1回市議会定例会における一般議案について」ご報告申し上げます。

教育委員会関係の議案は、「大分市いじめ問題第三者調査委員会条例の制定について」、「特別職の職員で非常勤のものの報酬並びに費用弁償に関する条例の一部改正について」、「大分市立学校職員の給与に関する条例の一部改正について」、「大分市奨学資金に関する条例の一部改正について」及び「大分市立幼稚園条例の一部改正について」の5点でございます。

内容につきましては、2月定例の本委員会でご説明し、ご決定をいただいたものでございまして、原案どおり可決し、成立しましたことをご報告申し上げます。

なお、議案とは別に、「損害賠償の額の決定並びに示談について」市長専決処分による報告が市議会に提出されておりました。教育委員会関係として、部活動中における車両の破損事故が1件ございました。事件の概要につきましては、資料の36ページに記載しているとおりで、平成25年12月24日付けで市長専決処分による賠償を行っておりますので、併せてご報告申し上げます。

以上でございます。

委員長 ご質問などありませんか。

全委員 (なしとの声)

委員長 それでは、次の報告事項の説明を求めます。

次長兼
教育総務課長 報告事項4点目「平成25年度3月補正予算について」ご報告申し上げます。

平成25年度の教育費の補正前の予算額は、149億3,311

万8千円でしたが、3月補正額は、6億1,225万5千円の増額で、補正後の額は155億4,537万3千円となっております。

内容につきましては、2月定例の本委員会におきまして、ご説明し、ご決定いただいたとおりでございます。

補正予算案は、市全体として原案どおり可決され、成立いたしましたことを、ご報告申し上げます。

以上でございます。

委員長 ご質問などありませんか。

全委員 (なしとの声)

委員長 それでは、次の報告事項の説明を求めます。

次長兼
教育総務課長 報告事項5点目「平成26年度当初予算について」ご報告申し上げます。

平成26年度当初予算の教育費のうち、教育委員会所管分は、152億284万3千円でございます。

前年に比べ、10億5,485万1千円の「増」となっております。

内容につきましては、平成25年度3月補正予算と同様に、2月定例の本委員会でご説明し、ご決定いただいたとおりでございます。

こちら市全体として原案どおり可決され、成立いたしましたことをご報告いたします。

なお、3月議会の議場における質問・答弁事項の報告につきましては、次回の4月定例の本委員会にてご報告いたします。

以上でございます。

委員長 ご質問などありませんか。

全委員 (なしとの声)

委員長 他に何かありませんか。

副館長兼 「平成26年度特別展のご案内」について (お知らせ)

美術振興課長

委員長 ご質問などありませんか。

全委員 (なしとの声)

委員長 他に何かありませんか。

次長兼 次回の教育委員会及び5月の教育委員会の日程につきまして調
教育総務課長 整をお願いいたします。

次回4月の教育委員会は、4月28日(月)午後3時～でお願いいたします。5月の教育委員会は、5月28日(水)午後3時～でお願いいたします。

以上でございます。

全委員 (了承)

委員長 他に何かありませんか。

全委員 (なしとの声)

委員長 これをもちまして、本日の会議を閉会いたします。

(午後 4時 00分 閉会)